

大雨による 被災者支援制度のご案内

市では、大雨により被災された皆さんを支援する
さまざまな制度を設けています。ぜひご利用ください。
詳しくは、ホームページをご覧ください。

り災証明書の発行

問合 福祉課 ☎35-3139 広報ID 1000273
商工課 ☎35-3144

◎一般住宅

住宅などの被災状況（床上浸水・床下浸水など）を市が証明する「り災証明書」を無料で発行します。ただし、発行にはしばらく時間がかかりますのでご理解ください。証明願に現場写真を添付して福祉課（本庁1階）へ提出してください。証明願は市役所などで配布しているほか、市HPからもダウンロードできます。

※写真は、どなたが撮影したもので構いませんが、被害状況（どの位置まで水がついた、どこまで土砂が入ってきたかなど）が確認できるものを添付してください。

※損害の程度により保険が適用される場合、保険会社から「り災証明書」の提出が求められることがあります。保険が適用されるかどうか、「り災証明書」が必要かどうかは保険会社により異なりますので、事前に保険会社にご確認ください。

◎事業所・店舗併用住宅

事業所などの「り災証明書」の発行については、商工課（本庁2階）までお問い合わせください。

水道料・ごみ処理手数料などの減免

問合 上水道課 ☎35-3139 広報ID 1012851
資源リサイクルセンター ☎35-1244 広報ID 1000274

被災した住宅の清掃など、通常より多く使用した水道料・下水道料を減免します。電話でご相談ください。

災害により発生したごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、家電製品、土砂の4種類に分別したうえで、市の基準を満たす袋に入れて、資源リサイクルセンターへ搬入してください。なお、袋に入りきれない大きな物はそのままで結構です。処分料は減免します（当日または後日、り災証明書の提出が必要です）。

また、家屋に流入した土砂や側溝土砂については、資源リサイクルセンターに直接搬入してください。ご不明な点は、資源リサイクルセンターにご相談ください。

※災害ごみには、ごみ処理券（シール）を貼る必要はありません。

※土砂まみれなど、分別できない場合は「不燃ごみ」としてください。

各種融資制度

問合 商工課 ☎35-3144 広報ID 1002793
農務課 ☎35-3141 広報ID 1012841

市や金融機関などでは、市民や事業者の皆さんを対象とした各種融資を実施しています。

- ◎一般市民向け市勤労者生活安定資金融資／住宅金融支援機構災害復興住宅融資など
- ◎事業者向け市小口融資／市経営安定特別資金融資など
- ◎農業者向け農林漁業セーフティネット資金／農業経営基盤強化資金

生活・住宅再建支援制度

問合 福祉課 ☎35-3139
建築住宅課 ☎35-3159 広報ID 1012853

被災による住宅の損壊などにより、生活や住宅の再建に向けた支援が必要な方は、生活については福祉課、住宅については建築住宅課までご相談ください。